

特別養護老人ホームみとやの郷 利用料

令和6年8月1日

| 要介護度 | 介護保険1割負担の場合 | | | | 介護保険外 | | | | (1ヶ月) 総合計の目安 ①+②+④+⑤ +⑥ ※③は含まず。 31日で計算し ています (円) |
|------|-------------------------|--|---|--|------------------------|-------------------------|----------|----------|---|
| | ① 介護保険基本料 | ② 日常生活継続支援加算 看護体制加算(I)口 看護体制加算(II)口 個別機能訓練加算(I) 栄養マネジメント強化加算 夜勤職員配置加算(II)口 | ③ 初期加算 | ④ 介護職員処遇改善加算(I) 科学的介護推進体制加算(II) 個別機能訓練加算(II) 個別機能訓練加算(III) 口腔衛生管理加算(II) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 生産性向上推進体制加算(II) 認知症チームケア推進加算(II) 褥瘡マネジメント加算(I) 排せつ支援加算(I) 経口維持加算(I) 経口維持加算(II) | ⑤ 食費(実費負担)1日 (円) | ⑥ 居住費(実費負担)1日 (円) | ⑤ 基準額 | ⑥ 基準額 | |
| 要介護1 | (1日あたり) 670 円 | (1日あたり) 99 円 | (1日あたり) (入所日から 30日間) 30 円 | (1ヶ月あたり) ①②の1ヶ月の サービス総単位数×14.0% 上記に加え、858 円 | 基準額 | 1,445 | 基準額 | 2,066 | 136,875 |
| | | | | | 第3段階② | 1360 | 第3段階② | 1,370 | 112,664 |
| | | | | | 第3段階① | 650 | 第3段階① | 1,370 | 90,654 |
| | | | | | 第2段階 | 390 | 第2段階 | 880 | 67,404 |
| | | | | | 第1段階 | 300 | 第1段階 | 880 | 64,614 |
| 要介護2 | (1日あたり) 740 円 | (1日あたり) 99 円 | (1日あたり) (入所日から 30日間) 30 円 | (1ヶ月あたり) ①②の1ヶ月の サービス総単位数×14.0% 上記に加え、858 円 | 基準額 | 1,445 | 基準額 | 2,066 | 139,349 |
| | | | | | 第3段階② | 1360 | 第3段階② | 1,370 | 115,138 |
| | | | | | 第3段階① | 650 | 第3段階① | 1,370 | 93,128 |
| | | | | | 第2段階 | 390 | 第2段階 | 880 | 69,878 |
| | | | | | 第1段階 | 300 | 第1段階 | 880 | 67,088 |
| 要介護3 | (1日あたり) 815 円 | (1日あたり) 99 円 | (1日あたり) (入所日から 30日間) 30 円 | (1ヶ月あたり) ①②の1ヶ月の サービス総単位数×14.0% 上記に加え、858 円 | 基準額 | 1,445 | 基準額 | 2,066 | 142,000 |
| | | | | | 第3段階② | 1360 | 第3段階② | 1,370 | 117,789 |
| | | | | | 第3段階① | 650 | 第3段階① | 1,370 | 95,779 |
| | | | | | 第2段階 | 390 | 第2段階 | 880 | 72,529 |
| | | | | | 第1段階 | 300 | 第1段階 | 880 | 69,739 |
| 要介護4 | (1日あたり) 886 円 | (1日あたり) 99 円 | (1日あたり) (入所日から 30日間) 30 円 | (1ヶ月あたり) ①②の1ヶ月の サービス総単位数×14.0% 上記に加え、858 円 | 基準額 | 1,445 | 基準額 | 2,066 | 144,509 |
| | | | | | 第3段階② | 1360 | 第3段階② | 1,370 | 120,298 |
| | | | | | 第3段階① | 650 | 第3段階① | 1,370 | 98,288 |
| | | | | | 第2段階 | 390 | 第2段階 | 880 | 75,038 |
| | | | | | 第1段階 | 300 | 第1段階 | 880 | 72,248 |
| 要介護5 | (1日あたり) 955 円 | (1日あたり) 99 円 | (1日あたり) (入所日から 30日間) 30 円 | (1ヶ月あたり) ①②の1ヶ月の サービス総単位数×14.0% 上記に加え、858 円 | 基準額 | 1,445 | 基準額 | 2,066 | 146,947 |
| | | | | | 第3段階② | 1360 | 第3段階② | 1,370 | 122,736 |
| | | | | | 第3段階① | 650 | 第3段階① | 1,370 | 100,726 |
| | | | | | 第2段階 | 390 | 第2段階 | 880 | 77,476 |
| | | | | | 第1段階 | 300 | 第1段階 | 880 | 74,686 |

※ ①日常生活継続支援加算は、介護福祉士の数が入居者の数の6分の1以上配置されている場合に算定する加算です。

②看護体制加算(I)口は、常勤の看護師を配置することにより算定する加算です。

③看護体制加算(II)口は、常勤換算で看護師4名配置することにより算定する加算です。

④個別機能訓練加算(I)は、個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施することにより算定する加算です。

⑤栄養マネジメント強化加算は、入居者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定する加算です。

⑥夜勤職員配置加算は、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に算定する加算です。

⑦初期加算は、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とするため、入居日から30日間1日につき30円加算するものです。(30日以上入院後の再入居も同様)

⑧介護職員処遇改善加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た施設が、入居者に対し指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に加算できるものです。

以下裏面へ続きます

- ⑨科学的介護推進体制加算(Ⅱ)は、入居者ごとに疾病、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の情報を厚生労働省に提出し、かつ必要な情報を活用した場合に加算できるものです。
- ⑩個別機能訓練加算(Ⅱ)(Ⅲ)は、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、かつ必要な情報を活用した場合に加算できるものです。
- ⑪口腔衛生管理加算(Ⅱ)は、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、厚生労働省へ情報提出した場合に加算できるものです。
- ⑫高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、新興感染症等発生の対応について第二種協定指定医療機関及び協力医療機関と連携し、医療機関等から実地指導を受けている場合に加算できるものです。
- ⑬生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善のデータを厚生労働省へ情報提出した場合に加算できるものです。
- ⑭認知症チームケア推進加算(Ⅱ)は、認知症に係る専門的研修修了者1名以上配置しチームケアを実施した場合に加算できるものです。
- ⑮褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)は、褥瘡ケア計画を策定し厚生労働省へ褥瘡管理情報を提出した場合に加算できるものです。
- ⑯排せつ支援加算(Ⅰ)は、排せつに介護を要する入居者の支援計画を作成し、厚生労働省へ情報提出した場合に加算できるものです。
- ⑰経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対し医師の指示のもと管理栄養士及び看護職員による支援により経口による食事の摂取を進めた場合に加算できるものです。

その他日常生活に必要な費用

| | | |
|---------------------------|----|---|
| 個人用の日用品 | 実費 | ※介護保険事業者番号 3271490066 事業所名 特別養護老人ホームみとやの郷 サービス種類 介護老人福祉施設 指定更新年月日 令和2年4月1日 指定有効期間 令和8年3月31日 |
| 理美容代 | 実費 | |
| クリーニング代・予防接種代 | 実費 | |
| 入居者からの依頼により購入する趣味嗜好品及び被服費 | 実費 | |
| 施設が提供する特別な食事に係る費用 | 実費 | |
| 施設外の飲食店からの出前・購入及び外食の費用 | 実費 | |